

## 茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付要項

### (趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障が生じている中小企業者を支援するため、茨城県パワーアップ融資（以下「融資」という。）を受けた中小企業者に対し、予算の範囲内において茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付するものとし、その交付については茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

### (利子補給金の交付対象者)

第2条 この要項における利子補給金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、県内に事業所を有し、事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第5項4号又は5号の規定に基づき市町村長の認定を受け、融資を受けた者
- (2) 法第2条第6項の規定に基づき市町村長の認定を受け、融資を受けた者

### (利子補給率)

第3条 前条各号に規定する要件を満たす者に対する利子補給率は10/10とする。

### (利子補給の期間)

第4条 利子補給の期間は、融資を受けた日から3年後の応答月の約定日までとする。

### (利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、毎年1月1日（初年度は融資を受けた日）から12月31日までの期間（以下「利子計算期間」という。）につき、金融機関に支払った利子（遅延損害金を除く。）に第3条に規定する利子補給率を乗じて得た額（その金額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

### (利子補給金の交付申請)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者は、初めて交付を受けようとする年度の2月15日までに次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。申請に当たっては、電子申請・届出システムによる申請を原則とするが、紙による申請もできるものとする。

- (1) 茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付申請書（様式第1号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(利子補給金の交付決定及び交付)

第7条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があつたときは、規則第5条に基づき審査し、交付すべきものと認めた場合には交付の決定をし、茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付の決定及び通知は、利子計算期間ごとに行うものとする。

3 知事は、前2項の規定により交付の決定をしたときは、利子補給金を交付するものとする。

(変更の届出)

第8条 利子補給金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定者の住所又は氏名その他交付申請書に記載した内容に変更があつたときは、速やかに、「茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金変更届出書」により、知事にその旨を届け出なければならない。

(利子補給金の交付の取消し等)

第9条 知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の全部若しくは一部の交付の決定を取り消し、既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 融資を貸付けの目的以外の目的に使用したとき
- (2) 虚偽その他不正の手段により融資を受けたとき
- (3) 融資について、茨城県信用保証協会が代位弁済したとき
- (4) 虚偽その他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき
- (5) 規則又はこの要項に定める事項に違反したとき

付 則

(施行日)

1 この要項は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日以降の融資実行分から適用する。

茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付申請書

年 月 日
-------

茨城県知事 殿

申請者

住所又は所在地	
氏名又は名称 代表者印 (法人にあっては商号及び代表者の氏名)	㊟
電話番号	

茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金を受けたいので、茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付要項第6条の規定により、令和\_\_\_\_年から 令和\_\_\_\_年までの分の利子補給金の交付を、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

申請に当たっては、茨城県と融資を受けた金融機関の間で、利子補給金の交付のために必要な情報の交換をすることに同意します。

また、申請後に申請書記載の内容に変更が生じた場合、速やかに報告します。

記

1 借入資金名 (該当する項目に○を付けてください。)	茨城県パワーアップ融資 (1) セーフティネット保証4号又は5号の認定 (2) 危機関連保証の認定						
2 借入額	円						
3 融資実行日	年 月 日						
4 借入期間	年 月 日 から 年 月 日 まで						
5 パワーアップ融資の返済口座 (※利子補給金の支払先は返済口座と同一の口座になります。)							
金融機関名							
本・支店名							
預金種別 (該当する項目に○を付けてください。)	普通			当座			
口座番号							
(フリガナ) 口座名義							

※上記記載内容に漏れや誤りがある場合、利子補給金の支払ができないことがあります。

様式第2号（第7条関係）

茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

茨城県知事 印

年 月 日付で申請のあった令和 年分の標記利子補給金について、茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付要項第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定額	
利子計算期間	年 月 日 から 年 月 日まで
内 容	茨城県パワーアップ融資 (1) セーフティネット保証4号又は5号の認定 (2) 危機関連保証の認定
備 考	金融機関名： 融資金額： 融資実行日：

内容変更届出書

年   月   日
-----------

茨城県知事 殿

申請者

住所又は所在地	
氏名又は名称 代表者印 <small>（法人にあつては商号及び代表者の氏名）</small>	Ⓡ
電 話 番 号	

茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金について、申請内容に変更があったので届け出します。

1. 変更事由	<input type="checkbox"/> 商号等（商号，法人の代表者，個人事業主の場合は氏名） <input type="checkbox"/> 住所・所在地 <input type="checkbox"/> 融資期間 <input type="checkbox"/> その他（                                  ）	
2. 変更年月日	年   月   日	
3. 変更内容	変更前	
	変更後	
4. 変更の理由		